

滋賀県私立学校特別修学補助金  
(私立中学校等の家計急変世帯支援) 交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県私立学校特別修学補助金(私立中学校等の家計急変世帯支援)(以下「補助金」という。)の交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、家計の急変により授業料の納付が困難となった者の負担軽減を図るため、授業料減免事業を行う私立中学校等の学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立中学校等

滋賀県に所在する私立の学校で、私立学校法(昭和24年12月15日法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置する、滋賀県内の学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校および中等教育学校の前期課程をいう。

(2) 学校設置者

私立中学校等を設置する学校法人をいう。

(3) 児童生徒

補助対象年度に私立中学校等に在学する児童生徒をいう。

(4) 保護者等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第2条第3号に規定する保護者のうち、滋賀県内に住所を有する者をいう。

(5) 授業料

私立中学校等への納付金のうち、学則等において定められた授業料(授業料等と定める場合は授業料以外の費用を除いたもの)をいう。

(補助の対象および補助金の額)

第4条 知事は学校設置者がこの要綱に基づく授業料減免事業(以下「補助事業」という。)として、私立中学校等に在籍する児童生徒の保護者等(保護者等全員が滋賀県内に住所を有する者に限る。以下同じ。)が次の各号に該当する場合において、納付が困難となった当該児童生徒の授業料を減免するときは、当該学校設置者に対して補助単価の範囲内で

これに要する経費を補助するものとする。

- (1) 入学後に発生した失職、倒産、離婚、死亡、事故、病気、被災等の事由（定年退職および家計急変事由を伴わない減収を除く。）により、児童生徒の保護者等の家計急変後の所得金額（源泉分離課税の対象となる所得も含む。）の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。）から人的控除等の所得控除額合計を減じた額（以下「判定額」という。）（保護者等が二人以上いるときは、その全員の判定額を合算した額。以下同じ。）が140万円未満（ただし、ひとり親控除の適用がある場合は判定額が143万円未満とする。以下同じ。）に相当し、かつ、児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が700万円未満に相当すると認められるとき。なお、家計急変した年度については、当該年度の始期を含む1月から12月までの所得により判定額を計算するものとする。
  - (2) 入学後に発生した失職、倒産、離婚、死亡、事故、病気、被災等の事由（定年退職および家計急変事由を伴わない減収を除く。）により家計急変した年度の翌年度以降、児童生徒の保護者等の当該年度の判定額が140万円未満に相当し、かつ、児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が700万円未満に相当すると認められるとき。
- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、児童生徒一人あたり336,000円（一月につき28,000円を超える場合にあつては28,000円）を限度として、当該学校設置者に対して、これに要する経費を補助する。年度の途中で前項に規定する家計急変事由が発生した場合は、発生月の翌月以降の月数に応じて算定した額とする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、補助対象年度に負担する授業料の額が補助単価に満たない場合は、当該授業料の額を補助の上限とする。
  - 4 この補助金のほか、授業料の減免等が適用される場合は、当該額を除くものとする。

（補助対象除外経費）

第5条 前条の規定にかかわらず、学校設置者が行う補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象経費としない。

- (1) 休学中の生徒等の授業料を減免するために要する経費
- (2) 学校設置者が独自の基準により、特定の生徒等の授業料を減免し、または授業料相当額を給付するために要する経費
- (3) 第4条の要件を満たさない生徒等の授業料を減免するために要する経費

（交付の申請）

第6条 保護者等から所得その他の事項を証明する書類等を添付した授業料減免申請書（別記様式第1号）を受けた学校設置者が補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（別記様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない

い。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第 3 号）
- (2) 授業料減免対象者名簿（別記様式第 4 号）
- (3) 申請に係る学校の学則（授業料に関する規程を含む。）

（交付条件）

第 7 条 規則第 5 条第 1 項に規定する補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 学校設置者は、補助金交付の決定について通知を受けたときは、保護者等に対して授業料減免決定通知書（別記様式第 5 号）により通知するとともに、直ちに授業料の減免措置を講じ、保護者等から授業料減免確認書（別記様式第 6 号）の提出を受けなければならない。

（事業の変更）

第 8 条 学校設置者は、補助金の交付の決定を受けた後、補助事業の内容変更により補助金の交付額に変更を生じる場合は、速やかに補助金交付額の変更申請書（別記様式第 7 号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業変更計画書（別記様式第 8 号）
- (2) 授業料減免対象者異動簿（別記様式第 9 号）

（補助金の交付）

第 9 条 補助金の交付は、原則として交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 知事が必要であると認める場合は、補助金の全部または一部について規則第 15 条の規定により概算払することができる。概算払を受けようとする学校設置者は、交付請求書（別記様式第 10 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 補助金の交付を受けた学校設置者は、補助事業が完了した後 1 か月以内または補助対象年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い時期に、実績報告書（別記様式第 11 号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業完了調書（別記様式第 12 号）
- (2) 授業料減免対象者名簿（別記様式第 4 号）
- (3) 確認調書（別記様式第 13 号）

（標準事務処理期間）

第 11 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定は、交付申請があった日から起算して40日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請があった日から起算して30日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 補助金の額の確定は、第10条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(関係書類の整備)

第12条 補助金の交付を受けた学校設置者は、補助金の収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他関係書類を備え、補助金を受領した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(指示または検査)

第13条 知事は、この補助金に関し、補助金の交付を受けた学校設置者に対して必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(機密保持)

第14条 学校設置者は、この補助事業の遂行にあたって、児童生徒および保護者等について知り得た事実を他に漏らしてはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 学校設置者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく事業の変更、第9条に基づく補助金の交付、第10条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

付 則 (令和5年12月28日改正)

この要綱は、令和5年12月28日から施行し、令和5年度の給付金から適用する。